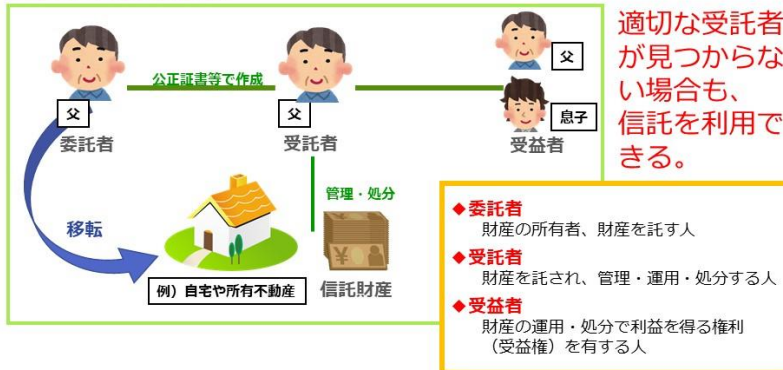


第2回 家族信託勉強会

高齢配偶者の安心な生活為、親なきあと問題の福祉型信託など。

自己信託の仕組み



特に“高齢者や障がい者のための財産管理”や“柔軟な資産承継対策”として注目されているのが「**家族信託**」です。法律用語としての定義はありませんが、「**家族による家族のための信託**」というイメージです。信託銀行等のプロに資産を預けるのではなく、**信頼できる家族・親族に財産を託し**、費用を抑えた形で柔軟な**財産管理と資産承継**を目指すことができます。

【自己信託とは】

- 1 高齢配偶者のため
- 2 知的障がいをもつ子のため
- 3 馬にニンジン家族信託
- 4 社会貢献型信託

【家族信託の組成をしてみよう】

- 1 認知症対策家族信託
- 2 子供のない夫婦の家族信託

※勉強会は、全3回の予定。

次回の予定は、後日お知らせします。

日時：4月17日(火) 午後7時

場所：三条市東公民館 会議室

費用：500円 (施設利用料・資料費)

えんたけ
行政書士
事務所



えんたけ行政書士事務所

家族信託専門士・行政書士 高橋正芳

〒959-1301 加茂市北潟 124

☎0256-55-6139 | メール info@entake.net

第2回 家族信託勉強会参加申し込み

F A X送信先 : 0 5 0 - 3 1 5 3 - 3 8 0 4

メール送信先 : info@entake.net

お名前 ^{ナマエ}			
ご住所			
電話番号		メール	
参加人数			

お電話でのお申込み、お問合せ先 えんたけ行政書士事務所

0 2 5 6 - 5 5 - 6 1 3 9 (午前 10 時～午後 7 時・不定休)